

令和 8 年度 答 申 第 5 号
令和 8 年 9 月 1 0 日

松戸市長 松戸 隆政 様

松戸市情報公開審査会
会 長 井 川 信 子 印

公文書の開示決定に対する審査請求に係る諮問について（答申）

令和2年11月30日付け松街都第271号をもって諮問のあった公文書開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、別紙のとおり答申する。

答 申

1 審査会の結論

松戸市長は本件処分を取り消し、改めて開示決定等をすべきである。

2 本件審査請求までの経過

- (1) 審査請求人は、令和2年9月23日付け公文書開示請求書により、「令和2年8月24日開催の松戸市都市計画審議会に係る公文書一切。千葉県知事決定分と松戸市長決定分との両方。たとえば、調査・審議・説明に使用された公文書、プレスリリース、広報およびインターネット上の公表の印刷・設置・配布、新聞や雑誌への広報、電話またはその他でのメモ、取材の依頼文、配布資料、レジュメ、写真、映像、音声、原稿、電子メール、FAX、参加者数、キャンセル数、申込数、委員や職員側の出席者、その他の出席者、傍聴者、市民や政治家や弁護士や団体やマスコミ等からの問い合わせ及びそれらへの回答や回答の経緯、意見・苦情・抗議・声明に関する公文書、上記審議会に係る要綱、要領、ガイドライン、手引書など内規も全て含める（ただし、例規集で公開されているものを除く。）。廃棄記録、上記の添付文書、上記の関連文書、上記に類する文書等々、とにかく全て。ひろく解釈して御特定下さい。

なお、非開示・部分開示・不存在・存否応答拒否・適用除外については、全てその通知が必要です。請求した情報を全部であれ一部であれ廃棄した場合には、当該情報は廃棄したということを示す情報も全て開示請求の対象に含めます。そして、いかなる決定であれ、当該情報の保存期間および保存期間の変更および保存期間に関する分類等および保存期間に関する分類等の変更等々を示す情報も全て開示請求の対象に含めます。」について、松戸市情報公開条例（平成13年松戸市条例第30号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、本件公文書の開示請求をした。

- (2) 本件開示請求に対して、令和2年10月6日付け公文書開示決定通知書（以下「決定通知書」という。）により、本件処分を行った。
- (3) 審査請求人は、本件処分を不服として、令和2年10月26日付け審査請求書により、本件審査請求を行った。
- (4) 審査請求人は、令和3年1月28日付け反論書を提出した。

3 本件審査請求の趣旨及び理由

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件審査請求の趣旨

本件処分を取り消して、請求対象文書をさらに特定したうえで、請求した情報は、全て開示するとの裁決を求める。

公益上の理由による裁量的開示を実施することを求める。

(2) 本件審査請求の理由

文書の探索が不十分であるかまたは、対象文書を情報公開の適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法である。処分庁ないし担当課は、従前、都市計画の事務においても、情報隠蔽を繰り返してきたことから、本件でも、対象公文書が他に全く存在しないとは到底考えられない。

本件処分は、備考欄に、「説明に使用された会議資料については、行政資料センターに配架しており、松戸市情報公開条例第16条第2項に該当。」と記載されているとおり、説明に使用された会議資料が同項の規定により適用除外とされているので、一部開示決定処分ということになるから、理由付記義務が生ずるものというべきである。

処分庁は、条例第10条第3項により開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解されるものとしなければならないことが規定されているにもかかわらず、一部開示決定とせずに、全部開示としたうえで、開示することができない理由欄ではなく、備考欄に「説明に使用された会議資料については、行政資料センターに配架しており、松戸市情報公開条例第16条第2項に該当。」と記載するのみで、条例第16条第2項が如何なる規定及び内容なのかも記載せず、同項に該当するから何なのかも記載していない。

そうすると、処分庁は、条例第16条第2項により、適用除外される旨を理由付記すべきであるにもかかわらず、その旨及びその理由を開示することができない理由欄に記載していないことから、条例第10条第3項並びに松戸市行政手続条例（平成8年松戸市条例第16号）第8条各項、第14条第1項及び第3項の規定に違反し、理由附記に不備があると言わざるを得ない。

そして、現在、条例第16条第2項の規定において、適用除外の規定が定められている。しかし、その解釈は、あまりに開示請求権ないし知る権利が侵害されるまでに不当に拡大されている。

本件処分では、図書館その他の市の施設において、市民の利用に供することを目的として管理している公文書であって、一般に閲覧させ、又は貸し出すことができるものが開示請求された場合ではなくとも、同じ内容のものであれば適用除外されてしまっている。

この点につき、他の自治体で画期的な答申を得たことから証拠として提

出する（証拠１）。

本件では、理由付記に不備があるものの、決定通知書の備考欄に記載されたことを手掛かりに、処分庁が松戸市行政資料センターを条例第１６条第２項の規定にいう「その他の市の施設」に当たるとしたうえで同センターに配架してあることを理由に本件対象公文書の一部を適用除外したことが認められた。

松戸市の情報公開の手引によると、条例第１６条は「法令等の規定による閲覧、縦覧等の制度（第１項）、図書館等の本市の施設における閲覧・貸出制度等（第２項）、公文書の開示等を定める他の制度との調整を図るために定めた。」とされ、第２項関係として、「（１）市の図書館等の施設において、一般の利用に供することを目的として管理している公文書については、当該施設の利用方法の定めに応じた閲覧等による。（２）「その他の市の施設」とは、図書、資料、刊行物等を一般の閲覧に供し、又は貸し出すことを事務事業として行なっている施設をいい、公の施設であるか否かを問わない。」とされている。

図書館その他の市の施設において、市民の利用に供することを目的として管理している公文書であって、一般に閲覧させ、又は貸し出すことができるものを適用除外する趣旨は、それら施設において管理する資料等も

「公文書」の定義に合致することから情報公開制度及び個人情報保護制度の対象となるが、それら施設がそれら資料を一般の利用に供する目的で管理し、かつ閲覧、複写、貸出等について固有の完結的な方法が決まっているものについては、当該施設の設置目的、役割に照らして、条例及び松戸市個人情報の保護に関する条例に基づく開示請求の対象から除外しているものと解すべきである。

そうすると、図書館その他の市の施設において、市民の利用に供することを目的として管理している公文書であって、一般に閲覧させ、又は貸し出すことができるものそのものが開示請求された場合について適用除外できるものというべきである。

そして、本件開示請求の対象公文書のうち、説明に使用された会議資料の性質からして、本件実施機関担当課が保有していないとは到底、考えられない。

条例第１６条第２項の規定への適合性についてであるが、実際、私は北海道や沖縄に至るまで開示請求をしたことがあるが、本件処分のような判断が維持されてしまうと、仕事を休んだうえでいわゆる平日の九時五時に遠路はるばる役所にまで訪れて資料を閲覧・複写せざるを得なくなることから、情報公開制度及び個人情報保護制度の趣旨目的に反する。

さらにいえば、図書館その他の市の施設において、市民の利用に供することを目的として管理している公文書であって、一般に閲覧させ、又は貸し出すことができるものそのものではないものまでもが条例第16条第2項の規定で適用が除外されてしまつては、個人情報の開示の手續等について松戸市個人情報の保護に関する条例（昭和63年条例第10号（松戸市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年松戸市条例第46号）附則第2条の規定による廃止前の条例をいう。以下同じ。））第11条の3第2項の規定により準用されることになるから、当該条例第11条第1項にいう「誤り」があるとき、当該条例第11条の2第1項の各号のいずれかに該当すると認めるとき、第7条又は第7条の2の規定に違反して提供されていると認められるときであっても、個人情報の開示を前置義務とされていることから、個人情報の訂正請求、個人情報の利用停止等請求をすることができないこととなつてしまい、「本市の個人情報の保護に関する基本的事項を定め、もつて市の機関の保有する個人情報の適正な管理を図り、市民の基本的人権を擁護することを目的とする」とする松戸市個人情報の保護に関する条例の趣旨目的にも違反することになる。これは、松戸市情報公開条例の前文、第1条、第3条各項、第30条、第31条各項、第34条第1項、第35条の規定及び趣旨並びに同条例全体の精神にも違反する。

したがって、図書館その他の市の施設において、市民の利用に供することを目的として管理している公文書であって、一般に閲覧させ、又は貸し出すことができるものそのものについて開示請求されたわけではない場合には、実施機関として取得・作成した公文書として管理しているものを開示請求の対象として特定の上、一般の利用に供されているものと同じ情報である以上、適用除外とされた公文書についても全部開示すべきである。

もっとも、図書館その他の市の施設において閲覧・複写が可能であるものが請求対象範囲に含まれていた場合は、その旨を、その旨が判明し次第、速やかに請求者に電話や文書等で教示するべきであり、遅くとも決定通知書の時点で請求者に教示するべきである。

そのようにすれば、条例第16条第2項の規定に適合するものとなるというべきである。

説明に使用された会議資料については、行政資料センターに配架してあるものそのものについては、条例第16条第2項に該当し適用除外となるが、都市計画課等で保有しているものについては、同項に該当せず、開示すべきであり、その余の特定漏れ文書についても、条例第10条第2項括弧書き「開示請求に係る公文書を保有していないとき」に該当しない。

4 処分庁の説明

処分庁の説明は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件の弁明の趣旨

本件審査請求を棄却することを求める。

(2) 本件処分の理由

特定した文書は、別紙の一覧に掲げた文書及び行政資料センターへの配架資料である。

行政資料センターに配架した資料は、議案資料（別紙「第136回松戸市都市計画審議会の開催について」の4～39の資料と同じである。）と「一般国道464号北千葉道路（市川市～船橋市）・関連都市計画道路の都市計画変更について」のパワーポイント資料である。

条例第16条第2項では、「図書館その他の市の施設において、市民の利用に供することを目的として管理している公文書であって、一般に閲覧させ、又は貸し出しすることができるものについては、この章の規定は、適用しない。」と規定されている。

そして、条例の逐条解説においては、条例第16条は、「法令等の規定による閲覧、縦覧等の制度や図書館等の施設における閲覧・貸出制度など、公文書の開示等を定める他の制度との調整を図るために定めた」ものであり、「市の図書館等の施設において、一般の利用に供することを目的として管理している公文書については、当該施設の利用方法の定めに応じた閲覧等によることとし、当該公文書の開示を行わない」とされている。

行政資料センターは、市の施設であり、そこでは、行政資料等の閲覧、貸出し等を行っていることから、本件においては、同センターに配架した資料は、条例第16条第2項が適用され、公文書開示請求の対象とはならない。

したがって、行政資料センターの配架資料を除き、保有する全部の公文書を開示したものである。

なお、審査請求の趣旨の項に記載されている裁量的開示については、条例においてこのような規定はなく、主張自体失当である。

5 審査会の判断

本件処分に対する審査会の判断は、次のとおりである。

(1)ア 本件において、処分庁は、本件対象文書は条例第16条第2項が適用されるため、開示の対象に当たらない旨主張している。

条例第16条第2項は、「図書館その他の市の施設において、市民の

利用に供することを目的としている公文書であって、一般に閲覧させ、又は貸し出すことができるものについては、この章の規定は、適用しない。」と規定している。

当該規定は、図書館その他市の施設における公文書の閲覧・貸出制度等と、公文書の開示等を定める他の制度との調整を図るために定めたものである。そして、本条文がその対象としている範囲は、図書館その他市の施設において閲覧・貸出をしている公文書に限定される。

イ 当審査会において、処分庁に対し意見聴取を行ったところ、処分庁が行政資料センターに配架しているとして開示しなかった資料と内容が同じ会議資料を含む起案文書があることが判明した。当該資料を含む起案文書全体が一つの公文書であるところ、行政資料センターに配架されている資料とは別個の公文書であると認められる。したがって、条例第16条第2項の適用の範囲外となり、起案等を含めた公文書を特定する必要があると解する。

(2) 裁量的開示について

審査請求人の主張する裁量的開示については、条例に規定を欠くため適用できない。

6 結論

以上により、審査会としては、「1 審査会の結論」のとおり判断する。当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和 2年11月30日	諮問書の受理
令和 8年 4月22日	第1回審査会（諮問の報告・審議）
令和 8年 7月 7日	第2回審査会（審議・意見陳述）
令和 8年 8月 4日	第3回審査会（審議・理由説明）
令和 8年 9月10日	第4回審査会（審議）